

医療DX推進体制加算に係る掲示について

当院では、令和6年6月1日の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、以下の通り対応を行っています。

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室又は処置室において、医師が閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナ保険証の利用に関して、一定以上の実績を有しています。
5. 電子処方箋を発行する体制について、現在整備を行っています。
（令和7年3月31日まで経過措置）
6. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について現在整備を行っています。
（令和7年9月30日まで経過措置）
7. マイナンバーカードの健康保険証利用について、案内、ポスター掲示を行っています。
8. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報の取得・活用を行い診察を行うことについて、院内の見やすい場所等に掲示しています。
9. マイナポータルの医療情報に基づき、健康管理に係る相談に応じています。

